

議案第72号 小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

子ども・子育て支援法の改正により、同法中子どものための教育・保育給付に関する「支給認定」の用語が「教育・保育給付認定」に改められたことから、同一の用語を用いている規定につき所要の改正を行うもの。

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担の額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者_____の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則に定める額とする。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第4条 支給認定保護者_____は、前条に定める利用者負担を指定された期限までに納付しなければならない。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担の額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則に定める額とする。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第4条 教育・保育給付認定保護者は、前条に定める利用者負担を指定された期限までに納付しなければならない。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>